

第4回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年10月20日（金）【午前9時58分開会】

1. 開催日時 令和5年10月20日（金）午前9時58分から午前11時25分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 10人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 4番 刀川 正己 5番 鯉沼 玲子

6番 大関 孝男 7番 葛葉 孝男 9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

鯉沼正推進委員 大橋和枝推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について

日程第7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について

日程第9 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他 事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和5年10月20日（金）【午前9時58分開会】

●局長 定刻より早いのですが、全員お揃いですので、さっそく始めたいと思います。ただ今より第4回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は9名で高橋農業委員より欠席の報告を受けております。また、鯉沼正男推進委員、大橋和枝推進委員にも出席をいたいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん改めましておはようございます。今朝は若干冷え込みましたが、明日、明後日と寒冷前線が来て、ずっと冷え込む予報です。体調には十分気をつけていただきたいと思います。また、インフルエンザ、相変わらずコロナもまだ流行が収まっていない状況ですので、残すところ今年もあと2か月ちょっとですが、体調に気をつけて健康な中での委員会活動をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

新聞ではコメの作況指数が栃木県の県北地域が105、県南103という事であります。個人の感覚では100がいいのかな、と思っています。暑さに耐えてよかったですという話を聞いていますが、強気な数字が出ております。今後の農家については若干追い風になっていると思います。

本日は追加の議案もあり、多くの議案がございます。皆さんに慎重審議をしていただくことをお願い申し上げ、開会の挨拶とします。よろしくお願ひします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長にお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、5番 鯉沼 玲子 委員、6番 大関 孝男 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

9月22日（金） 北小林、助谷地区の農地パトロールを、刀川正己農業委員、森田栄推進委員、糸川洋一推進委員と宇賀神尚係長が行いました。

9月26日（火） 壬生甲、壬生乙地区の農地パトロールを、葭葉孝男農業委員、早乙女春香農業委員、葭葉進推進委員、荒川広文推進委員と松本ひなた主任が行いました。

同じく同日、国谷地区の農地パトロールを、刀川正己農業委員、大栗京子推進委員と宇賀神尚係長が行いました。

9月27日（水） とちぎ女性農業委員の会第1回研修会が、宇都宮市の護国会館で行われ、早乙女春香農業委員、鯉沼玲子農業委員、木野内佳代子農業委員、大橋和枝推進委員、高山ゆき子推進委員、大栗京子推進委員と松本ひなた主任が出席いたしました。

9月29日（金） 上田、中泉地区の農地パトロールを、大関孝男農業委員、廣澤薰推進委員、佐藤達推進委員と宇賀神尚係長が行いました。

10月16日（月） 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、早乙女春香農業委員、琴寄成人職務代理、鯉沼玲子農業委員、鯉沼正男推進委員、大橋和枝推進委員、事務局より宇賀神尚係長、松本ひなた主任が調査しました。

同じく同日、農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、大橋好一会長、琴寄成人職務代理、早乙女春香農業委員、鯉沼玲子農業委員、大関孝男農業委員と宇賀神尚係長、松本ひなた主任が調査しました。

10月18日（水） 令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見及び農業施策並びに予算に関する要請会が、宇都宮市ニューイタヤで行われ、大橋好一会長と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、第1項からご説明いたします。

第1項

譲渡人	_____ (宇都宮市) 自作地 36 畝		
譲受人	_____ (鹿沼市) 自作地 24.7 畝		
(土地の表示)			
壬生町大字安塚字	_____	畠	553 m ²
壬生町大字安塚字	_____	畠	435 m ²
		合計	988 m ²
売買による所有権移転	_____ 円	_____ 円	
	稼働 2人		

第2項

譲渡人	_____ (宇都宮市) 自作地 22 畝		
譲受人	_____ (下馬木) 自作地 14.1 畝 貸付地 60 畝		
(土地の表示)			
壬生町大字壬生甲字	_____	畠	149 m ²
壬生町大字壬生甲字	_____	畠	9.83 m ²
壬生町大字壬生甲字	_____	畠	175 m ²
壬生町大字壬生甲字	_____	畠	9.91 m ²
壬生町大字壬生甲字	_____	畠	16 m ²
		合計	359.74 m ²
贈与による所有権移転	_____	稼働 5人	

以上、第1項・2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書及び添付書類及び農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

以上です。

- 議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
高橋農業委員が欠席ですので、調査委員の 鯉沼玲子 農業委員にお願いいたします。

- 5番 鯉沼 玲子 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）
議案第1号第1項の案件について、去る10月16日に、譲受人_____氏立会いのもと、高橋宏治農業委員とともに、現地調査を行いました。周辺地域との関係について現地確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告いたします。
しかし、とても雑草がひどくて、現地はきれいになっておりませんでしたので、高橋農業委員の方から、早めにキレイに除草して写真を撮り事務局に持ってくるようにという指導をしてまいりました。

- 議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

- 議長 4番 刀川 正己 委員

- 4番 刀川 正己 委員
譲受人の_____さんは農家なのですか。鹿沼市のようにですが。

- 事務局 説明（宇賀神農地調整係長）
農業従事の資格というか、農業従事者として鹿沼市の農地台帳には載っているようですが、本業の農家ではなく兼業でやっているということです。

- 4番 刀川 正己 委員

じゃあ、作物を作るとかそういう感じではないのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

もともと木が生えてしまっていて、安塚の_____の南側なのですが、特に栃木街道の東側については、大木が生えていて。

●4番 刀川 正己 委員

今は切ったみたいです。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

そうですね。そこを伐採、伐根して。西側についても太くはないが木が数本生えている状況で、そこは土地の所有者がもう_____いるので、どうにもならないで知り合いのこの____さん、農地台帳に載っている方に受けてもらいたいという事で話が進みました。ただ木が生えているのでこのままだと許可はできないという事を話して、現場をキレイにしてもらうように進めている状況です。

木は確かに切ってありますが、残骸が残っていますので、今回審議はしていただきますが、許可証を出すのは、そこが完全にキレイになったのを確認してからという事を、高橋委員とも話しております。関係なく許可書を出してしまったのか、キレイになったのを写真で確認したうえで許可書を交付するという事にするか、どちらかになるとおもいますが。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、その辺についてみなさんどうでしょうか。現地調査委員の鯉沼委員からも雑草が生えていると、事務局の説明でも大木は切ったけれども片付けていない、という状況でありますので。

畠として利用していただくのが原則となりますので、事務局の提案の一つにあったように、現地を利用できるような状態に復元してもらった後に、委員会の審議は承認するとして、許可証を交付するのは状況を見た後という形の採決でよろしいでしょうか。

(それでいいという声 多数)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第1項について、この総会では許可是承認という中で、許可証を発行することについては、現地を確認したうえで発行するという事で進めたいと思います。これについて賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。事務の手続きについては事務局に一任します。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 菅葉 孝男 委員

●7番 菅葉 孝男 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号第2項案件について、去る10月17日に、譲受人_____さん立会いのもと、刀川正己農業委員、菅葉進推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。以上報告いたします。

○議長 ここは前、農地の斡旋で依頼があったところですよね。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

そうです。昨年、土地の所有者から売りたいので、相手を探してほしいと依頼を受けたところです。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (東原)

_____ (助谷)

賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字_____	田	942m ²
壬生町大字福和田字_____	田	945m ²
壬生町大字福和田字_____	畠	54m ²
	合計	1941m ²

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第2項

貸人 _____ (北小林)

借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字_____	畠	436m ²
自己用住宅敷地	35年間の使用賃借権の設定	

第3項

賃貸人 _____ (安塚二)

賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字_____	畠	2558m ²
壬生町大字助谷字_____	畠	30m ²
	合計	2588m ²

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第4項

賃貸人 _____ (北原)

賃借人 _____ (北原)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字_____	畠	2376m ²
壬生町大字羽生田字_____	畠	514m ²
	合計	2890m ²

園芸用土採取及び表土置場 1年間の賃借権の設定

説明は以上になります。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る10月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の1番 早乙女 春香 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、10月16日 月曜日に私と、琴寄成人農業委員、鯉沼玲子農業委員、鯉沼正男推進委員、大橋和枝推進委員、宇賀神尚係長、松本ひなた主任の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約200mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、北側道路からは2m、その他の内側は1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度とする計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻し用土については宇都宮市内の業者から調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約200mに位置する農地で、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は現在、宇都宮市のアパートに住んでおります。まもなく子どもが産まれる予定の為、独立した住宅の建築計画を立てたとのことです。子育ての支援を受けることを考慮し、申請人の実家の近隣で土地を探したことろ、購入可能で希望に沿う土地がなかったため、申請人の父が所有する農地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道を利用し、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約_____万円は、融資で対応します。開発許可については県 都市計画課との協議を済ませております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約300mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、南北側から1m、東側道路から2m、西側の農地については5mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大2.0mを掘削し、保安角度を45度とする計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については栃木県内の公共事業 建設発生土を調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件

については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に400mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地側から2m、西側から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.3mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については鹿沼市内の業者から調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私からいいですか。この場所は今年売買したところと違いますか。木野内委員と見に行きましたよね。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

_____さんのところです。

●9番 木野内 佳代子委員

そのようですね。去年でしたっけ。

○議長 まだ1年たっていない。こういうのっていいんでしたっけ。売買して1年も経たないで、利用目的は麦を作るという事で買ったと思うのですが。いきなり園芸用土採取とは。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

内規では、1年間は転用できないという事で、取り決めしております。

○議長 今年だよね。改選前だけど、_____さんと行きましたよね。____さんが立会人で。こういう場合の受付というのは、そこまで見ていないのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

漏れてしまう場合もあります。申請を受けた案件を過去の売買の動きとは申請の時に確認していないので、覚えているところもあるのですが、今回漏れてしまいました。

○議長 内規で1年は転用できないという事ですが、今回は難しいですね。みなさんどうですか。内規がある中で、内規に違反してもこれを許可するべき問題ではないと思いますが。やはりこれからもこういう案件は出てくると思うので、そこはきちんととするべきと思うのですが。

もし内規に触れているのであれば、今回は保留というか、1年を経過するまでは見合させてもらいたいという事で、申請人に話すべきと思うのですが。

よく園芸用土を取っている人なので、良く知っていると思いますが、ただ町の規約とか内規を知っているかどうかは不明なので、受付を通れば事業ができるんだなという感覚でいると思います。そこはよく説明していただくことが必要だと思います。

●8番 琴寄 成人 委員

売買の時期はわかりますか。もし1年経っていたとすれば。

○議長 麦を刈った時期くらいだったと思います。

●7番 葭葉 孝男 委員

申請書に登記簿謄本とかはつけてもらっていないのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

提出してもらっております。

○議長 時間に確認してください。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

許可が6月許可なので、間違いないです。

○議長 みなさん、今回は売買して1年経過していないなかで、内規に触れるという事で、この案件については保留という事で、1年後にまた、再提出していただく形で進めていきたいのですが、これでよろしいでしょうか。

6月の委員会で審議していると思うので、前_____職務代理が最後のころの調査だったかと思いますが、この案件については保留という事で進めています。

●8番 琴寄 成人 委員

こういう事例もあると思うのですが、農地を売買で、田んぼを交換分合する予定で買ったとする。買った田んぼを交換分合するために農地を取得したという場合、やはり1年間は内規のために保留しなくてはならなくなりますよね。今回の園芸用土採取とは違いますけど。

○議長 転用はできないという事だから、交換分合なら同じような作物を作るという事になるでしょう。

●8番 琴寄 成人 委員

交換分合なら大丈夫なのですか。

○議長 農地利用だから、そのまま農地として使うわけでしょう？

●8番 琴寄 成人 委員

いままでも交換分合をやってきたのは事実ですが。

○議長 そこを転用してはダメなんです。

●8番 琴寄 成人 委員

転用はダメという事ですね。そのところをはっきりさせないと。

○議長 交換分合は使い勝手を良くするためにやることだから。

●8番 琴寄 成人 委員

今まで農業委員会に何件かあったのですが、交換分合をするために農地を取得して、その土地の交換分合をやっていた。なんの問題もなかったけど。今回の場合だと、1年間という内規があるという事であれば。

○議長 その内規というのは転用だけ。5条の方？

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

農地をその人が耕作するために買うので、転用だけではなくて、所有権移転に關しても本来なら1年その人が所有して、耕作しなければならないという事ですが、琴寄委員の話にあったように、それを防止するということ、転売とか不正な動きを排除するためにやっていることなので、琴寄委員が言われた交換分合をするために取得するという事は不正には当たらない、という事で、問題ないという解釈でやっております。

○議長 内規の中の内規というか、交換分合して名義が代わったとしても、同じ土地利用で、作物をつくる実績があれば、そこは咎めないということでいいのでは。

交換分合は、これから、土地改良とか、土地改良も全体的な交換分合だから、使い勝手をよくするためなので、個人的にやるか団体でやるかの差なので、目的の作物を作ることに対しては変わらないと思います。

ただ今回は作物を作るのではなくて、5条の転用なので、それはおかしいだろうという事です。

●2番 安納 一雄 委員

内規として1年間という事があるので、農地を農地として利用するのであっても、自分でそのために買ったのだから1年間利用してもらった後に、やってもらった方がいいのではないですか。

●8番 琴寄 成人 委員

今まででは、売買をする前に、買ったらすぐ交換分合をするかという話をしとした上での売買をしてきたのですが。

●4番 刀川 正己 委員

だから登記なんかも全然問題なくできちゃうわけですよね。

●8番 琴寄 成人 委員

登記は農業委員会で承認されれば、登記できるから。農業委員会の許可証が出れば。

○議長 あくまでも売買した後の目的を記入するわけですよね。その目的から著しく違反してしまうと目的は嘘だったという事になってしまいますよね。

●8番 琴寄 成人 委員

主たる目的が違ってきててしまうという事ですよね。

○議長 売買するための目的を作ったような形になってしまふ。それじゃあ困るということになるので、きちんとしなければならない。

●8番 琴寄 成人 委員

わかりました。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

参考までに今の内規に関しては、他の市町村では、3年3作してからという決まりを作っているところが多いです。ただ農地法にこの記載が全くないので、売買で農地を農地として購入した後に、他に所有権移転してはいけないという記載は全くない状況なので、各農業委員会で独自に定めたものです。3年3作は根拠がないので、壬生町では1年1作という事で長くやっているところです。

それに対する国の意見等は、そういう決まりは農地法にはないので、それに関して従うようにとかを支持する考えはない、という事があるそうです。

ただ会長がおっしゃられたように、1年耕作する目的で農地を買ったわけなので、この部分はあくまでも農業委員会としての内規という形で残していく方向でいいと、事務局としては考えているところです。

●8番 琴寄 成人 委員

という事は、農地の売買をして、1年経たずに売買するという事は、農業委員会としては許可できない、という事ですね。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

農業委員会の判断としてはそなります。ただそれは法律的な根拠はないものなので、極端な話、訴訟になった時、どうなるかは危ない可能性はあります。

○議長 転用の縛りというのは、3年からすればはるかに短いので、1年位の約束は守ってもらいたいと。内規はあくまでも壬生町農業委員会の内規であって、国からすれば効力はないのですが、運営していく上では内規がないと、毎回違った結果になってしまうので、尊重してやっていけばいいかなと思います。

1年という縛りというか内規は、今後も継続していいともいいと思います。またそれを変更しなくてはならない時期には、農業委員会の委員の皆さんに検討し

ていただくということで。ある程度制限はあってもいいのでは。

○議長 それではこの案件についてはよろしいですか、このようなことで今回保留という事で進めさせていただきます。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

貸貸人 _____ (東原)

_____ (東原)

賃借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字 _____ 畑 460.52m²

壬生町大字福和田字 _____ 畑 1587m²

合計 2047.52m²

園芸用土採取及び搬出入路を目的として令和4年10月20日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和6年10月19日までの許可期間の延長を目的とした事業計画変更申請となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件につきましては去る10月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 早乙女 春香 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ10月16日 月曜日に同じメ

ン

バーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

こちらの案件は、令和4年10月20日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、採取した園芸用土の品質が想定していたものよりも悪く、販売先に計画通り受け入れてもらえないかったことにより、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来なかったとのことです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題ではなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、順にご説明いたします。

まず議案書の6ページ、利用権の新規・賃借権分について、1件、2筆、面積合計が4,611㎡となっております。

次に議案書7ページ、利用権の新規・使用賃借権分について、2件、4筆、

面積合計が3, 306 m²となっております。

次に議案書8ページと9ページ、一括方式の新規・賃借権分について、面積合計が34, 888 m²となっております。

次に、議案書10ページ、一括方式の新規、使用賃借権分について、面積合計が16, 904 m²となっております。

次に、議案書11ページ、所有権移転分について、面積合計が3, 724 m²となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に日程第6 議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（農用地区域編入）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案第5号 「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」ご説明いたします。議案書の13ページになります。今回変更の内容については、農用地区域への編入となっております。

(土地の表示)

壬生町大字助谷字_____ 台帳：畑 現況：田 6, 398 m²

所有者 _____
借地者 _____

編入の理由としましては、土地の所有者から農業公社を通じて_____さんが農地を購入することになっておりますが、周りの土地は農振農用地になっておりますが、今回の土地だけ、白地という事になっておりまして、編入してその後公社で売買するための農用地区域への編入となっております。説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る10月16日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（農用地区域編入）1番の案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員 から現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 6番 大関 孝男 委員（1番の件について報告）

議案第5号 廿生農業振興地域整備計画変更の件について、審査会の審査結果をご報告いたします。

審査等については、10月16日 月曜日に、私と、大橋好一会長、琴寄成人職務代理、早乙女春香委員、鯉沼玲子委員、宇賀神尚係長、松本ひなた主任、農政課、中川崇行係長、糸川紘慧主査の9名で行いました。

農用地区域の変更明細（農用地区域編入）1番についてご報告いたします。

申請地は、_____から北へ約800mに位置する農地です。土地の所有者は_____氏で、土地の耕作者は_____氏です。申請地は、台帳地目が畠、現況地目が田の面積6,398㎡となります。平成18年頃から_____氏が耕作されており、現在はビニールハウスが建てられイチゴの栽培が行われています。

今回、_____氏から土地の購入を検討することとなり、農地の状況を確認したことろ、周辺農地は農用地区域に指定されていますが、申請地だけが農用地区域外となっていました。そのため今回、農用地区域編入の申請がなされました。

今後も農地として活用する見込みもあり、農業振興地域の特性に即していることから、調査委員会としましては、農用地区域への編入はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

● 8番 琴寄 成人 委員

この場合の白地から青地に変えるのに何か、面積とか条件とかの縛りはあるの

ですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

面積の基準は聞いていませんが、編入については、下都賀農業振興事務所に確認をして、状況と目的とで編入しても問題ないという事の回答を得たため、今回手続きを進めることとなりました。

●4番 刀川 正己 委員

これは購入する予定だという事ですが、別に白地のままでもできるわけですね。わざわざ青地にするという事は何か理由があるのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

農業振興公社を通しての売買を行う予定で、公社が間に入る条件が農振農用地であるという、条件として決められてしまっています。

●8番 琴寄 成人 委員

白地では農業公社は受け取ってくれないから。だから青地に編入して。農業公社を通すための段取りとして、青地にするという事です。

○議長 それではよろしいですか。

それでは採決いたします。議案第5号 農用地区域の変更明細（農用地区域編入）1番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号 農用地区域の変更明細（農用地区域編入）1番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に日程第7 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書

の14ページから15ページのとおり5件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に日程第8 報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、
事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページのとおり2件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　　ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長　　発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長　　次にその他の件を議題といたします。事務局からその他　事務連絡をお願いいたします。

●事務局　その他（松本主任）

その他の件について

1、農地の斡旋の件について

令和5年6月23日依頼の件

大関委員の斡旋により借り手が見つかりました。

2、壬生町農業施策並びに令和6年度予算に関する要望書の提出について
今日、総会後に提出します。

今一度ご確認をお願いします。

事務連絡について

1、農業委員会研修の実施について

開催日　令和5年10月31日（火）午前9時30分～

役場　大会議室

出欠確認　24日まで

2、地域計画・目標地図素案作成に向けた研修会について

開催部　令和5年11月9日（木）午後1時30分～

とちぎ岩下の新生姜ホール

出欠確認　24日まで

3、クールビズの期間終了について

10月いっぱい終了 11月からはネクタイ、上着着用

4、全国農業新聞について

11月購読申込取り纏めは、11月10日まで（12月より購読）

5、「トチノフェア2023」について

(チラシ参照)

参加者：大橋好一会長

●事務局 その他（宇賀神農地調整係長）

地域計画の関係で、話し合いをするにあたって、資料とするために、農業委員会と農政課で町内の耕作地を10a以上お持ちの方に対して、今後の経営意向について記載したアンケート調査を来週発送いたします。

委員の皆様も該当される方がほとんどだと思いますが、回答をよろしくお願ひします。また地域の方から質問されることもあるかと思いますので、今後10年後の地域農業のことを考える話し合いの為のアンケートだという事をご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

●局長 その他

農地法3条、4条、5条、非農地等、委員さんには現地調査をお願いしているわけですが、個人情報を含んでおりますので、農地の移動（譲渡人、譲受人、貸人、借入）等、当事者以外は外部に話さないようお願いいたします。

町ホームページでも、個人情報は非公開としておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に委員からご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第4回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時25分閉会】

会長 大鷦好一

5 番 魚沼玲子

6 番 大鷦孝男